

令和6年度 第1回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和6年4月15日（月）午後2時00分～3時50分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（15名）、欠席委員（0名）

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等（6名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（3名）、農業振興課（1名）

- 4 議事録署名委員の指名 7番 山崎 淳三 8番 廣瀬 正雄
- 5 報告事項

（1）会長報告及び各種報告

（2）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

（3）報告第2号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

（1）議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

（2）議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

（3）議案第3号 現況証明（非農地証明）について

（4）議案第4号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

（5）議案第5号 農業委員会による最適化活動の推進等について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は15名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
7番（山崎淳三委員）、8番（廣瀬正雄委員）

日程3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）（資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第2号 農地所有適格法人の要件審査について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）（資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程4

議 事

議 長 ◆議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、

農用地利用集積等促進計画（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長

提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から6番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を12番委員に、番号2番の案件を10番委員に、番号3番と4番の案件を9番委員に、番号5番の案件を13番委員に、番号6番の案件を7番委員にお願いします。

12番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
10番委員 審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていること
9番委員 ことから、問題ないと認められました。
13番委員
7番委員

議長

事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第2号の6案件についてこれより質疑を許可します。

9番委員 番号1番の案件について、譲受人は外国籍となっているが、許可基準に問題はありませんか。

(事務局)

譲受人は永住権を取得しています。また、現在、大分市で3ヘクタールの農地にトマト、キュウリ、キャベツ、白菜等を栽培しており、パートを雇用する経営者となっています。本市での農地取得は初めてですが、これらを踏まえ、許可基準に問題はないと判断できます。

9番委員 理解しました。

12番委員 (地区審査会での審議内容を補足説明)

申請地は、過去、ある企業がアスパラの栽培をしていたが、雪害で耕作不能となった。長い期間ハウスが潰れた状態であり、譲渡人が今後を懸念していた折、大分市で営農している譲受人が作業に来られ、譲り受ける話が整ったところです。

申請地は、解体されたハウスのビニールや鉄骨材が残った状況だが、取得後は譲受人がきれいに片付け、キャベツ等を作付ける予定となっています。

また、近隣住民からも、今後耕作する人もいない中、耕地を荒らすより耕作してくれる人がいればありがたいし、年齢も若いので、今後も継続して耕作してくれるのではないかと期待しているとの声もあることから地区審査会において許可基準を満たしていると判断したところです。

2 番委員 (地区審査課での審議内容を補足)

通常、譲渡人が整地して譲り渡すのが本来の流れと思われませんが、当該申請地については、今後、譲受人が片付け、作付けする予定です。これまで荒れていた申請地が、農地として活用されることから、近隣の方も喜んでいきます。

議 長 中山間地域で、農地の荒廃が進む中、荒れた農地を整備して耕作していただけるのは、農業委員会としてもありがたいと思いますが、申請地はどのような状況となっていますか？

2 番委員 アスパラ栽培に使用していたハウスの骨組みやブロックが残されている状況です。

4 番委員 そのような状況であれば、申請地が農地として回復され、作付けできる状態になった時点で申請すべきだと思います。また、当市では初めて農業をされる方なので所有権移転ではなく、まずは貸借から始めることを促してみてもどうでしょうか。

議 長 他に意見等はありませんか。
意見がないようですので、まず、審査報告議案第 2 号の番号 1 番について採決します。本件について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成 2 名、反対 12 名)

反対多数により、議案第 2 号の番号 1 番の案件については、否決いたします。
続きまして、議案第 2 号の番号 2 番から 6 番の採決に移ります。当該案件について、不許可に該当するものは無いとの報告であります。

これから裁決をします。

議案第 2 号の番号 2 番から 6 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番から 6 番の案件については原案のとおり決定されました。

◆議案第 3 号 現況証明（非農地証明） について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 11 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番から 4 番の案件を 10 番委員に、番号 5 番から 7 番の案件を 1 番委員に、番

号 8 番と 9 番の案件を 9 番委員に、番号 10 番の案件を 7 番委員に、番号 11 番の案件を 4 番委員にお願いします。

10 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
1 番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。
9 番委員
7 番委員
4 番委員

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 3 号の 11 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 3 号の 11 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第 3 号の 11 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 3 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

議 長 ◆議案第 4 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

12 番委員 2 番の案件については 2 筆で 90 kg ですか。

議 長 そうです。賃借料の相場は反当 30 kg くらいかと思います。

他にありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。
地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。
番号 1 番の案件を 12 番委員と 45 番委員に、番号 2 番の案件を 9 番委員と 25 番委員にお願いします。

なお、迅速かつ適切に斡旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠です。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

議 長 ◆議案第 5 号 農業委員会による最適化活動の推進等について
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

3 番委員 資料には、新規参入の促進として、インキュベーションファーム事業、親元就農事業が載っていますが、他に取り組んでいることはありますか？これ以外に就農に関する取り組みがあれば提示いただいた方が分かりやすいです。

6 番委員 親元就農事業について、規模拡大の条件の緩和を検討していただくと利用しやすいと思います。

10 番委員 親元就農事業と家族協定の違いを分かりやすくしていただきたい。

13 番委員 インキュベーションファーム事業を始めて 10 年程経ちましたが、定着率を知りたい。また、農業委員として農地の相談を受けるが、その中に相続をされていない土地も含まれていることがあるので、今年度、不動産登記法が改正されたことの内容について知りたい。

(事務局) 委員より様々なご意見をいただきましたが、議案第 5 号については、ガイドラインに沿って作成する都合上、主な取組について掲載しており、事業等の詳細については記載していませんので、ご了承いただきたいと思います。

また、事業の実施主体が農業委員会ではないものも含まれますので、活動推進に当たっては農政主幹課等と連携して取り組んでいきたいと思ひます。

議長 他にありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 5 号 農業委員会による最適化活動の推進等について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 その他ご意見等はございませんでしょうか。
無いようですので、これをもちまして、令和 6 年度第 1 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。

長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録署名については、原本による。